○厚生労働省令第六十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第二条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号イ及び第五条第八項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（組合調整対象収入額）	（組合調整対象収入額）
第十四条　組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。	**第十四条**　組合調整対象収入額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　イ及びロに掲げる額の合算額	一　イ及びロに掲げる額の合算額
イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額	イ　次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとする。）に、当該組合の当該年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数の見込数（以下「平均組合被保険者見込数」という。）を乗じて得た額
組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 × 0.4503 ＋ 1,910.00円	組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 × 0.4293 ＋ 1,914.00円
ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額	ロ　当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る当該年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額（第二号ロ及び第三号ロにおいて「前年度所得見込額」という。）に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額
組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 × 0.0000002099 ＋ 0.006751	組合調整対象需要額（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）／当該組合の平均被保険者見込数 × 0.0000002698 ＋ 0.006661